

大分大学教育福祉科学部同窓会（豊友会）会則

改正 昭和31年 5 月
改正 昭和35年 7 月28日
改正 昭和36年 1 月21日
改正 昭和37年 1 月27日
改正 昭和40年 6 月29日
改正 昭和48年 6 月30日
改正 昭和52年 6 月 8 日
改正 平成 5 年 6 月 5 日
改正 平成 6 年 6 月11日
改正 平成14年 6 月 8 日
改正 平成15年 6 月 7 日
改正 平成16年 5 月15日
改正 平成17年 5 月21日

第1条（目 的） 本会は会員の友誼を温め母校の発展充実に努め、大同団結して教育・文化の振興、共生社会の実現に資することを目的とする。

第2条（名 称） 本会は大分大学教育福祉科学部同窓会（豊友会）と称して、事務局は会長の指定するところに置く。

第3条（会 員） 本会の会員は大分県師範学校、大分県女子師範学校、大分師範学校、大分県実業補習学校教員養成所、大分県青年学校教員養成所、大分青年師範学校、大分大学大分師範学校、大分大学大分青年師範学校、大分大学学芸学部、大分大学教育学部、大分大学教育福祉科学部出身者及び在校生を対象とし、母校教職員を客員とする。

第3条の2 外国人留学生で母校に留学し、本会に入会の希望があれば、名誉会員とすることが出来る。

第3条の3 会員で年齢88才に達したときは名誉会員とする。

第4条（事 業） 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦（会員の名簿・機関紙の発行、講演会・懇談会の開催）
2. 母校経営に関する後援
3. 研究に対する援助
4. 関係団体との連絡提携

第5条（役 員） 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 5. 支 部 長 | 若干名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 | 6. 監 査 員 | 2 名 |
| 3. 評 議 員 | 若干名 | 7. 事 務 局 長 | 1 名 |
| 4. 常任評議員 | 若干名 | | |

第6条 (役員の仕事)

1. 会長は本会の会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、これに代わる。
3. 評議員は本会の重要事項を議決する。
4. 常任評議員は会長の諮問に応じ、緊急なる事項を議決する。
5. 支部長は本会及び支部相互の連絡、調整等を行う。
6. 監査員は本会の会計監査を行う。
7. 事務局長は会長の命を受け、事務局の運営に従事する。

第7条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は評議員会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、重要な会議に列席する。

第8条 (役員の任期)

1. 役員の任期は2年とする。
2. 補欠の場合は残任期間とする。

第9条 (役員の選出) 役員は次の方法により選出する。

1. 会長、副会長、監査員は評議員会で選挙する。
2. 評議員は各支部において会員中から4名程度を選出し、別に関係団体等から若干名を会長が委嘱する。
3. 常任評議員は、評議員中から会長が委嘱する。
4. 事務局長は会長が委嘱する。

第10条 (会議)

1. 総会は評議員会をもってこれにあて、毎年1回開き、必要に応じて臨時に開会する。総会では決算の報告、予算の承認、役員の選任、会則の変更、その他重要事項を議決する。
2. 常任評議員会は必要に応じて開会する。
3. 支部長会は必要に応じて開会する。

第11条 (支部) 支部は、地域別及び職域別等に設けることができる。

第12条 (経費) 本会の経費は、会費、入会金及び寄附金を以てこれに充てる。

1. 入会金は新入会員が入会するとき1,000円を本会に納付するものとする。
2. 会費は会員毎年1,300円を7月末日までに納付するものとする。
但し、新入会員の在学中における会費はこれを徴収しない。
3. 名誉会員からは会費を徴収しない。

第13条 本会に必要な細則は別に定める。